

第二十六回国会衆議院

社会労働委員会議録第四十七号

昭和三十二年四月二十七日(土曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長代理 亜那山 壱君

理事大坪 保雄君 理事中川 俊恩君

理事野澤 清人君 理事八木 一男君

逢澤 寛君 植村 武一君

小川 半次君 越智 茂君

小島 徹三君 鈴木 善幸君

田中 正巳君 高瀬 傳君

中島 茂喜君 八田 貞義君

林 古川 博君 捨恩君 四郎君

井堀 驥雄君 原 亘 俊夫君

五島 虎雄君 滝井 義高君

中原 健次君 松浦周太郎君

出席國務大臣 労働大臣 村上 茂利君

出席政府委員 労働政務次官 伊能 芳雄君

労働事務官 会計課長 松永 正弘君

(大臣官房) 労働事務官 給務課長 江下 孝君

(大臣官房) 労働事務官 百田 正弘君

(大臣官房) 労働事務官 重信君

(大臣官房) 労働事務官 章知君

委員外の出席者 労働事務官 助理官 三治

委員外の出席者 労働事務官 助理官 四川井

委員外の出席者 労働事務官 助理官 常太郎君

委員外の出席者 労働事務官 助理官 河本敏夫君

委員外の出席者 労働事務官 助理官 草

四月二十七日
委員常太郎君、河本敏夫君、草

野一郎平君、中村三之丞君、仲川房次郎君、松村謙三君及び多賀谷眞穂君辭任につき、その補欠として中島茂彰一君が議長の指名で委員に指名された。

同日

委員逢澤寛君、鈴木善幸君、中島茂喜君、林博君及び原捨恩君辞任につき、その補欠として仲川房次郎君之丞君及び草野一郎平君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十六日

本日の会議对付した案件
旅館業法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一三五号)(参議院送付)
の審査を本委員会に付託された。

四月二十六日

本日の会議对付した案件
労働福社事業團法案(内閣提出第一四号)

○亀山委員長代理 これより会議を開きます。

都合により委員長が不在でありますので、私が委員長の職を勤めます。労働福社事業團法案を議題とし審査を進めます。質疑を続行いたします。

○滝井委員 前回までの私の質疑は、労災保険病院の所管である労災保険病院は、労働福社事業團法案を議題とし審査を行なうのでございますが、従つてその税法上のいろいろの問題点を聞きまし

た。その後には医療保障四カ年計画との関係をお聞きしたんです。次には労働者災害補償保険法の二十三条の保険施設というものと、この労働福祉事業團に書かれておる保険施設との関係、それからこの労働福祉事業團法の十九条の関係等いろいろ御質問をいたしましたが、それらの一条と十九条の関係、並びに労働者災害保険法の二十三条との関係は、必ずしも私の満足するような御答弁はいただけなかったような感じがいたしました。次に第四条の労働福祉事業團の資本金の関係についていろいろお尋ねをいたしたわけございました。そこで四条の資本金の関係についてもう少しお聞きをしてみたいと思ふのでございます。この事業團の資本金は、四条において、地方公共団体の出資をした額と政府の出資した額との合計額になっておるわけでござります。これが、その場合に、附則十条に「地方公共団体は、当分の間、自治長官の承認を受けて、事業團に出資することが可能である」。こういうことになつておるわけでございます。一体なぜ本法においては、地方公共団体の出資をした額が、その場合に、附則十条に「地方公共団体は、当分の間、自治長官の承認を受けて、事業團に出資することが可能である」となつておるわけでございます。一体なぜ本法においては、地方公共団体の出資をした額と政府が出資した額の合計額と書いてあるのです。こういう事業を今後やらよろしくです。こういう事業を今後やらよろしくです。こういう規定を設けた次第でござります。

○滝井委員 私がわからないのはどうして、事業團に出資することができ、事業團に承認を受けて、事業團に出資することができ、事業團に承認を受けて、事業團に承認を受けて、事業團に出資することができる。」こういうことになつておるわけでございます。一体なぜ本法においては、地方公共団体の出資をした額と政府が出資した額の合計額と書いてあるのです。こういう規定を設けた次第でござります。

○滝井委員 私がわからぬのはどうして当分の間としたのかということなんです。こういう事業を今後やらよろしくです。こういう規定を設けた次第でござります。

○滝井委員 私がわからぬのはどうして当分の間としたのかといふことなんですね。総合職業補導所の建つてある土地、労災病院が建つてある土地といふものは、これはほとんど恒久的に事業團に出資することになります。そういうことはおかしいと思うわけですね。

○滝井委員 実は土地建物といふものは、特に土地に至つては、ほとんど恒久的なものなんですね。総合職業補導所の建つてある土地、労災病院が建つてある土地といふものは、これはほとんど恒久的に事業團に出資することになります。そういうことはおかしいと思うわけですね。

○滝井委員 これが、滝井先生御承知のように、地方財政再建促進特別措置法自体が当分の間の措置法であるという建前をとつておられるわけですね。そうしますと当分の間といふことではおかしいと思う。それからあなたの方で今地方財政再建促進特別措置法の関係をお出しになりました通りであります。この事業團の出資の問題は、実は地方財政再建の資本の問題とからんでおるのでござります。

○村上(茂)政府委員 労災保険の保険施設及び失業保険の福祉施設は、法の建前といなしましては、政府がその施設を行う、こういう建前になつておるが、滝井先生御承知のように、地方財政再建促進特別措置法の関係をお出しになりました通りであります。この事業團の出資の問題は、実は地方財政再建の資本の問題とからんでおるのでござります。

○村上(茂)政府委員 当分の間といつました理由は、先ほどお答え申し上げました通りであります。この事業團の出資の問題は、実は地方財政再建の資本の問題とからんでおるのでござります。

確實なんです。そうしますと、地方財政再建の問題があるので当分の間とおっしゃいますが、それならばあなた方はこの法律を作るときに、地方の都道府県事と御相談して作つたかどうかということなんです。その二点を伺いたい。

○村上(英)政府委員 この法案を作ります前に、特に關係がござりますのは、組合導所の關係でございますが、関係府県の責任者に対しましては、こういう構想を示し、その意見を聽取いたしております。なお御質問の中に土地などの出資は、出資したら永久的なものではないかというお言葉がございましたが、それはまさにその通りかと存じます。ただ出資を認める期間と申しますか、土地建物は出資されましたならば恒久的に使われるわけでありますけれども、出資行為というものは永久にわたって行われるという趣旨ではないのあります。その点は当分の間と、こういう建前をとっているわけでございます。

○瀧井委員 この法律に特に当分の間

というとを入れた理由は再建法との關係だと、こういうことをおっしゃいます。そうしますと再建法で出資ということを何か認めているのですか。再建法は、こういう出資や寄付金というものは禁止しているのが建前なんですね。前に出た再建法といふものは、寄付負担金を地方公共団体は国に対してもつてはいかぬと、こういうことなんですね。そうしますと、広く解釈すれば、出資というものも入るかどうか疑問ですが、一応入ると考えて、やつてはいかぬというものを、今度はあとでくる法律で、当分の間相談したらやる

ことができるんだ、こういう除外例を作ることは——これは今まで職業補導行政が非常に行政上支障を来たす隘路になつてはいるというなら別です。ところが大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬと禁じておるものを、何でわざわざ当分の間、この法律の中で自治法の原則まで侵して認めなければならぬかということです。自治法というのは、再建法のことを私は言つておるわけです。

○江下(英)政府委員 今先生のおっしゃつた地方財政再建促進特別措置法は、法文としては出資について明確な制限は設けてないと私は考えておりますが、それで今度の事業團法の附則十条で自治長官の承認を要する、こういう面でのその点を繰り返すといふように私も承知しております。

○瀧井委員 地方財政再建促進特別措置法の二十四条の二項をとらんになると、ここにもやっぱり「当分の間」ということが書いてあります。法制局に尋ねてみたら、おそらく当分の間といふのはここらあたりのまねをして書いたのだろうという話らしいのです。私たちのことは書いておらずに、そこにはちゃんと出資ということは書いておりません。寄付金や何かと違つて永久になくなつたからお聞きしたのですが、そうしたらそこに「国に対し、寄付金、法律又は政令の規定に基かない

ことは間違いないけれども、自分たちして地方公共団体の財産であります。依然として地方公共団体の財産であります。徒つてそなだけ地方自治体からしてみれば、自由裁量のきく財産がなくなるということは、やっぱり地方財政の上から見れば幾分マイナスの面が出てくることは確実なんですね。それがもちろん特別の法律で作るからか、やつてもいいんだ、こういうことになつて、あとから出た法律は、みんなこいつかぬというものを、今度はあとでくる法律だけ別だ、別だということになると、再建法のこの精神というもの

は、この前井堀君が言ったのと同じなんです。いわゆる特殊の法律を作つて特殊法で一般法というものが骨抜きされてしまうのです。そうしますと、何が大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬかということです。自らはやつてはいかぬと禁じておるのもそのままはやつてはいかぬと禁じておるのを、何でわざわざ当分の間、この法律の中で自治法の原則まで侵して認めなければならぬかということです。自らが大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬかということです。自らが大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬかということです。自らが大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬかということです。自らが大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬかということです。自らが大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬかということです。自らが大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬかということです。自らが大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬかということです。自らが大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬかということです。自らが大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬかということです。自らが大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬかということです。自らが大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬかということです。自らが大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬかということです。自らが大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬか

は、この法律を作るのに何の相談も受けられてしまうのです。そうしますと、何が大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬかということです。自らが大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬか

は、この法律を作るのに何の相談も受けられてしまうのです。そうしますと、何が大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、というものが、病院行政を一番くずしきだしてはいかぬか

は、この法律を作るのに何の相談も受けられてしまうのです。そうしますと、何が大して隘路にもなつてない、行政が大して隘路にもなつてない、行政上支障も来たしていない、

が、「甲の一方的な考え方に基いているものであつて、地方行政の現状を無視したものである。」こう知事会の公式文書に書いてある。そうしますとなるほど個々のものには相談されたかもしれないが、明白にこういうことを書いておることは事実なんです。あなたの方は個々のものに相談をされておると言うが、知事会の意向ということは——その設立をしておる団体も加わっての知事会ですから、「一応個々に相談しておるけれども、個々に相談された方は、必ずしもあなた方に喜んでは賛成しなかつたということです。泣く子と地頭には勝てぬから、やむを得ずうんと言つておくかといふことです。そういうような感じがするのです。

地方財政再建促進特別措置法との関係はそういうことにして、時間がないので少しあまぬといかぬのですが、次に問題にしたい点は、どうも私にわからないことがあります。この提案理由を見ますと労災病院は二十四カ所になつておる。現在労災病院の完成して運営しているものは十七カ所じゃないかと思うのです。それから傷痍者訓練所は二カ所と出ておるが、現在何カ所あるのか私はよくわかりません。総合職業補導所は現在二十三カ所です。これが三十二年度予算でできるものがあるのか私はよくわかりません。総労災病院は現在あるものが十七カ所しかないのに、ここにわざわざ今から書きるものも加えて二十四カ所と書いて

おきながら、総合職業補導所や簡易宿泊所の方はもうすでにでき上つておるものしか書いていない。同じ出し方が保険施設の出し方と福祉施設の出し方が違う。この提案理由の仕方が統一がとれていない。労災病院はできるものまで含めて提案理由の中に説明している。しかし失業保険関係の福祉施設の方はでき上つたもので、できるものは入れていない。これは一体どういうことなのかということです。

○村上(茂)政府委員 御指摘の点あります。提案理由の説明で申し上げました数字は、現在その数は未完成のものも含めて云々ということとで個所数を上げておるのであります。それは言葉をかえて申しますと、すでに着工しておるが未完成のものも含めてい、三十二年度で着工されることは含めなくてはならないのでござります。この法案を提出いたしました時期におきます病院の個所数、それから総合職業補導所の個所数、これはいずれも着工しておらないのでござります。この法案を提出いたしました時期におきまして、この数字に間違はないのでございます。

○滝井委員 昭和三十二年度分は含めておらないということになりますと、労災関係の病院等の新管費十二億三千五百九百万円になつておるのであります。だからこの前御説明をいただいた未完成のものも含めて出資総額は六十四億七千二百萬円になつておる。現実に完成をしておるものは四十四億七千九百万円になつておるのであります。それから二十三カ所が正式に予算分は含めておらないのでござります。

○村上(茂)政府委員 前段の個所数と後段の予算の金額の問題でござりますが、前段の個所数の問題につきましては、この事業団法案を提出いたしましたのは、たしか三月二十二日でございまして、昭和三十二年度予算が通過しない時期でござりますので、提案理由の説明としましては、現在その数は云々とその数を申し上げております。そこには三十二年度予算で予定しておる数は含めておらないのでござります。そこで滝井先生御指摘の三十二年度予算における個所数と、提案理由の説明の個所数と違つて参るわけでございますが、そいつた時期的ズレが

あるということを御了承いただきたいと存じます。それから保険施設に投資いたしました額の総額といたしまして、六十四億という数字をお述べになりますが、それに対しまして、完成した施設の金額といたしまして四十四億七千万円、こういう数字を仰せられたのかというような御指摘がございましたが、これはそうではございませんで、未完成のものか、新年度の予算の差額未完成のものか、新年度の予算の差額かというような御指摘がございましたが、これはそうではありませんで、三十一年度末までの投入した資金の額と、それから完成されました施設の額との差でありまして、昭和三十二年度三十一年度末までの投入した資金の額と、それは三十カ所と書いて提案理由は説明しなければ実施の総額は違つてしまます。だからこの前御説明をいただいた未完成のものなんです。そうしますと、この法案これは三十カ所と書いて提案理由は説明しなければ実施の総額は違つてしまます。だからこの前御説明をいただいた未完成のものも含めて出資総額は六十四億七千二百萬円になつておる。現実に完成をしておるものは四十四億七千九百万円になつておるのであります。それから二十三カ所が正式に予算分は含めておらないのでござります。

○滝井委員 昭和三十二年度分は含めておらないということになりますと、労災関係の病院等の新管費十二億三千五百九百万円になつておるのであります。それから二十三カ所が正式に予算に計上されておるものでございませんで、二十四のうちの未完成のものをだんだん完成していくという予算が計上されてござります。その数が二十四カ所でございます。従つてその中には未完成のものが入るということになります。三十二年度の予算において十四カ所でございます。従つてその中には未完成のものが入るということになります。二十四のうちの未完成のものをだんだん完成していくという予算が計上されてござります。その数が二十四カ所であるということになります。総合職業補導所につきましては、三十一年度末におきまして二十三カ所が正式に予算に計上されておるものでございませんで、二十四のうちの未完成のものをだんだん完成していくという予算が計上されてござります。その数が二十四カ所であるということになります。総合職業補導所につきましては、三十一年度末におきまして二十三カ所が正式に予算に計上されておるものでございませんで、二十四のうちには完成したものと建設されでござります。そのうちには完成したものと建設されでござります。ですから設置個所としては二十四カ所でござりますが、そのうちには完成したものと建設されでござります。三十二年度にいは、二十三カ所でござりますが、そのうちには完成したものと建設されでござります。三十二年度にいは、二十三カ所でござりますが、そのうちには完成したものと建設されでござります。三十二年度にいは、二十三カ所でござりますが、そのうちには完成したものと建設されでござります。三十二年度にいは、二十三カ所でござりますが、そのうちには完成したものと建設されでござります。三十二年度にいは、二十三カ所でござりますが、そのうちには完成したものと建設されでござります。三十二年度にいは、二十三カ所でござりますが、そのうちには完成したものと建設されでござります。三十二年度にいは、二十三カ所でござりますが、そのうちには完成したものと建設されでござります。三十二年度にいは、二十三カ所でござりますが、そのうちには完成のための経費である拡充整備二十カ所、(註)労災病院数は、二十四カ所である。こうなつておる、そうしますと、これ養を目的とする病院等を新管するためそうするとその要求の概要是、業務上災害、疾病をこうむった労働者の療別会計の病院等の新管費十二億二千百十六万三千円、これは予算の予定額、そなつておるだらうと思うのです。それなつておるだらうと思うのです。それは入つてないのですか。

○村上(茂)政府委員 前段の個所数と後段の予算の金額の問題でござりますが、前段の個所数の問題につきましては、この事業団法案を提出いたしましたのは、たしか三月二十二日でございまして、昭和三十二年度予算が通過しない時期でござりますので、提案理由の説明としましては、現在その数は云々とその数を申し上げております。そこで滝井先生御指摘の三十二年度予算における個所数と、提案理由の説明の個所数と違つて参るわけでございますが、そいつた時期的ズレがござりますが、そのうちには完成したものと建設されでござります。三十二年度にいは、二十四カ所にならぬはずです。

○滝井委員 そうしますと、この事業団の政府出資分といふものは昭和三十一年三月三十日までの予算の範囲内で決定しておるものと出資額とする、

○松永政府委員 昭和三十一年度末に

おきまして決定しておりますもののうち——これはやや技術的になるのでござりますが、建物一つにつきまして現在建設省が建設をいたしております。

そうしますと、Aという労災病院の中の第一号病棟が完成をいたしましたと、それを建設省から労働省に引き継ぎをいたしまして、国有財産として登録をするわけになります。従つて未完成のものは労働省所管の予算で建築をいたしましても、いまだ労働省の國有財産として登録されないというものがかかるわけでございます。ここで先ほど六十四億というお示しになりました数字に該当するものは、労働省所管の建設予算で建設をいたしましたものなくして、個々の建物としての完成ですが、完成をしまして、労働省に明確にして——これは病院としての完成ではなくして、労働省所管の財産として登録せられておるもの、それを内訳としてあげた

わざでございます。

○滝井委員 どうも問題がはなはだ複雑になってきたのですが、そうしますと、技術的に個々の建物で三月三十一日までに完成をして国有財産となつて、それが明白に労働省所管に移されたものが出资財産となる、こういうことなんですね。従つて時点のとり方によつてはこれは非常に動いてくるわけなんですね。この法律が七月なら七月一日から動き出すということになれば、三月三

十一日と六月三十日とはそこで相当違つてくるわけですね。従つてわれわれは出資額が幾らかということをな

うもこの予算書を見てわかるわけなんです。ど

る形で書かれてきておるわけです。その他政令で定める施設の設置及び運営の意味にこの文章はとれるわけなんであります。ところがその次の二号をぐらんい

ただくと、失業保険法第二十七条の二第一項の施設のうち、政令で定める職業訓練施設、宿泊施設、こうなつてお

ます。できれば地方公共団体の分も出し

てももらいたいと思つておるわけです。どうも

きよう法案を通すことになつちゃつて、

はなはだ困つたことなんですが、そ

うも全体のことがわからぬいとどうも

私たちがこの事業団については多くの

疑問が出てくる。こういう疑問を残し

て法案をうやむやのうちに通してこう

いう事業団を成立せしめると、そこか

らまた汚職が出るといふこともなり

かねない。これは大事な財産です。物

事がAからBに移つたり、BからCに

移るという過渡的なごとだがあると

ともありますので、ことあたりは非常

に重要なところだと私は思います。從

き、「引きでなくなつていく」というこ

ともありますので、ことあたりは非常

はこれは明らかに違う立て方になつておる、これはどういう理由ですか。

○村上(茂)政府委員 御指摘の第十九条の第一項第一号の書き方と第二号の

書き方と違うじゃないか、こういう点

でございますが、労災保険法第二十三

条の保険施設に関する規定は保険施設の種類を例示しております。第一号か

ら第五号まで例示しておるのでござい

ます。できれば失業保険法第二十七条の二の

福祉施設に関する規定は、福祉施設の種類を例示していないのであります。

この規定の仕方が異なつております

たとえば十の職業訓練所があるなら

ば、その中の五つだけを政府が事業団にやつて、あととの五つは県にまかせる

ことができる、こういう意味の書き方

で、これは初めから選択権を持つてお

る書き方で網羅的ではない。一号の方

は網羅的です。二号の方になぜこうい

うように網羅的に書かなかつたかとい

うことです。総合職業補導所はすべて

政府はこの中にに入るというお考案な

うように網羅的に書かなかつたかとい

うことです。総合職業補導所はすべて

なた方は職業訓練施設の中で総合職業

補導所は全部事業団に移ると読めると

いうわけなんですか。私はこれではそ

うは読めないとと思うのです。

○村上(茂)政府委員 これは政令の規

定の仕方いかんによりまして全部移そ

うと思えば政令にそれを定めればよろ

しい、かりにもしその宿泊施設等の中

で問題があるというようなものがござ

りますれば、残そくと思えば政令の定

め方によつては残せる。これは滝井先

生御指摘のように、政令の仕方いかん

によつてそういう措置がなし得ると思

います。

○滝井委員 政府の意向としては職業

訓練施設と宿泊施設のすべてを移すと

いう方針なんでしょう。それならば

うな書き方をしなくて、政令で定め

た所がどうしておるなら、あとその他の施

設として残るものは総合福利施設だけ

です。そうすると総合職業補導所と簡

易宿泊所を全部入れるという建前を政

府がとつておるなら、あとその他の施

設として残るものは総合福利施設だけ

です。これが全国で七ヵ所しかない

去年一ヵ所作つておつて、うち新設が

今年六ヵ所ですから全部で七ヵ所で

す。しかも三十二箇所がこれに入ら

いとするならば三十一年度が一ヵ所、

そうすると何も政令で選択的にやるよ

うな書き方をとけて二十七条の二の第

一項の施設のうちこれこれその他、こ

ういって網羅的にてもいいはずな

です。十九條の一項の一號といふもの

○村上(茂)政府委員 先ほど申し上げ

はほとんど全部保険施設が入ることに、この前総務課長さんから御説明いたしました。そうすると二号も全部入つても悪くないはずです。ところが二号だけは特に選択的にしておるのが私はわからないということなのです。

○村上(議)政府委員 失業保険法の二十七条の二第一項では具体的な福祉施設の種類を明示しておりませんで、失业保険法施行規則三十七条の二の規定でございますが「職業補導の施設、宿舎の施設その他これらの者の福祉の増進を図るための施設をいう。」というようふうに、福祉施設の種類、内容を施行規則の段階で明らかにしておるわけがありますが、その施行規則の中におきました「その他これらの者の福祉の増進を図るための施設」ということで、その他の施設というのが一つあるわけです。これは将来福祉施設の発展拡充に伴いまして、現在設けております職業訓練施設なり、宿泊施設以外の施設が出る場合もあり得ることでございます。これは言ひました、「その他の施設がござりますので、そういう新たに設けられるような施設もこの事業団に加えることができるよう」に第十九条第一項第二号の規定では、「その他の施設」という御言葉を入れておるのでございます。なお現在福祉施設の中でその他の施設が六ヵ所ばかりあるじゃないかという御指摘がございましたが、これは共同作業施設として身体障害者補導所に付設してある施設がございますが、これは身体障害者職業補導所と一括りに運営されるのが適当でございまして、これを無理やり切り離して事業団に持つてくるといふことはいかがかと存じますので、これは從来通り身体障害者職業補導所の付帯施設として運営して参り

たいへかようじ考えておる次第でござります。

○瀧井委員 十九条一項の一号と二号の書き方について福祉施設を一応こうでございますが、「職業補導の施設、宿舎の施設その他これら者の福

祉の増進を図るための施設をいう。」といふことであります。従つて新賞賛費機械器具購入費は政府みずからがやつておられます。

○瀧井委員 労災協会は少くとも労働者と使用者と公益とが入つておることは今の御説明で明白になつたわけですね。そういう形で運営をしておったわけです。そういう形で運営をしておったので、きょうはなかなか周到な御答弁

おつけをありがとうございます。

五

○瀧井委員 の書き方について福祉施設を一応こういう形で取り上げてしまつておるなら、どうやつておるのをうつしめていくといふ形で取り上げてしまつておるなら、ただそれしかございません。それで、それがござる形の方がはつきりしてくるのでござります。それを一部の職業安定局にあるい

ば、あとに残るものだけをちよつぱりどこかに残しておいておもなるところだけを取り上げてしまつておるなら、あたかも残しておいておもなるところだ

とつておるのをうつしめていくといふ形で取り上げてしまつておるなら、ただそれしかございません。それで、それがござる形の方がはつきりしてくるのでござります。

そこで次には井堀君が落しておいた

○三治説明員 これは財団法人でござりますので、別に政府が任命するとかなんとかということでなくて、一番初回行政はうまくいかない。やるならこの失業保険法二十九条の二の施設は、一應全部事業団に持つていく方がいい。

○瀧井委員 副会長二名、常務理事若干名、内部は、総務部、施設部、業務部といふうに

械器具購入費は政府みずからがやつております。

五

○瀧井委員 その役員関係を少し尋ねたいのです。理事長は一名で労働大臣が任命する、俸給は十三万円程度だ、理事は四名で理事長が任命をして労働大臣が認められると政令で定めておるのですが、理事長なり、理事、監事になつてはいけないだ、こういうことを聞かせてもらいました。評価委員のことといろいろと議論がなされてはなりませんが、理事は、だからまた地方公共団体の土地について、うち土地等を評価する評価委員ができるのです。この評価委員といふのは、一体どういう人がなるのですか。それからまた地方公共団体の土地について、

○三治説明員 これは財団法人としての監督権はござりますが、そういう人事についての直接な、今度の事業団みたいな任命権、罷免権などは、会長として清水玄さんがおなりになつて、その後も引き続いております。それから理事その他の方でも労働者の具体的な基準と申しますか、そういうものを法律的に明示することがでないならば、政令ある程度明白にしておく必要がある十二条関係で出ております。これらの具体的な基準と申しますか、そういう

松田さん、近藤さんというふうになつております。

○瀧井委員 これは財団法人としての監督権はござりますが、そういう人事についての直接な、今度の事業団みたいな任命権、罷免権などは、会長として清水玄さんがおなりになつて、その後も引き続いております。それから理事その他の方でも労働者の具体的な基準と申しますか、そういうものを法律的に明示することがでないならば、政令ある程度明白にしておく必要がある十二条関係で出ております。これらの具体的な基準と申しますか、そういう

○瀧井委員 これは普通の健康保険と同じだといふことではない。やはり民法の規定による寄付行為によつて仕事が行われていることではない。やはり民法の規定による寄付行為によつて仕事が行われていることはない。やはり民法の規定による寄付行為によつて仕事が行われていることはない。やはり民法の規定による寄付行為によつて仕事が行われていることはない。やはり民法の規定による

○瀧井委員 これは普通の健康保険と同じだといふことではない。やはり民法の規定による寄付行為によつて仕事が行われていることはない。やはり民法の規定による寄付行為によつて仕事が行われていることはない。やはり民法の規定による寄付行為によつて仕事が行われていることはない。やはり民法の規定による

○三治説明員 会長が清水玄さん、副会長が新居五郎さん、副会長兼常務理事三川克巳さん、理事は労働者側代表として今井田さん、兼田さん、使用者側代表小林さん、久米さん、勝山さん、経営部面だけを労災協会でやらせてい

るわけであります。従つて新賞賛費機械器具購入費は政府みずからがやつております。

五

傷とは違うのだという幾分やはり精神的にも恩典に浴させてやろうじゃないかという概念が、言わざ語らずのうちにわれわれ皆を支配している形が出てきていると思うのです。そうすると、今までそういうものは労働者の意見もある程度経営の中に——労働者代表なり事業主代表なり、事業主は全部保険料をメリット制で納めておるわけなんですから、従って、そういう点を円滑に反映する姿というものは、私はこの事業団にも出でいかなければならぬと思う。この事業団にそういう性格を出すためには、法律の中において、この事業団を運営していく中枢的な地位にあります。事業団を運営していく中権的な地位にある理事長なり理事のその人事、人選のときにそれが出ておらなければ、あとで出そうとしたってなかなかこれは出ません。そういう点で、私はこの法案はこういうところにもどうも大きな欠陥があるという感じがするのです。これは森林開発公団やその他農地関係の公団とは違うことは明らかなんですから、こういう点ではまあ異議ありといふべきだなあ、と思うのです。そういう点で、昨日も井堀さんがいろいろ追及をしておりましたが、あなたの方の方で言を左右にしてそちらあたりは明白にならなかつた学識経験豊かで人格高潔な人とか何とかいろいろ言っておつたけれども、そういう抽象論じゃなくて、あなたの方で、運営の面で、具体的に使用者側なり労働者側なりの代表をばりり事に入れていくだけの雅量を持っておるという答弁ができるかどうか。これはあなたの方で今答弁がおできにならぬということになれば、あとで大臣に来てもらつて尋ねなければならぬと思うのですが、日本の

政治はまあ一応政党政治になつておりますけれども、まずあなた方が頭腦でいらっしゃると思います。今までそういうものは労働者の意見もある程度経営の中に——労働者代表なり事業主代表なり、事業主は全部保険料をメリット制で納めておるわけなんですから、従って、そういう点を円滑に反映する姿というものは、私はこの事業団にも出でいかなければならぬと思う。この事業団にそういう性格を出すためには、法律の中において、この事業団を運営していく中枢的な地位にあります。事業団を運営していく中権的な地位にある理事長なり理事のその人事、人選のときにそれが出ておらなければ、あとで出そうとしたってなかなかこれは出ません。事業団を運営していく中権的な地位にある理事長なり理事のその人事、人選のときにそれが出ておらなければ、あとで出そうとしたってなかなかこれは出ません。そういう点で、私はこの法案はこういうところにもどうも大きな欠陥があるという感じがするのです。これは森林開発公団やその他農地関係の公団とは違うことは明らかなんですから、こういう点ではまあ異議ありといふべきだなあ、と思うのです。そういう点で、昨日も井堀さんがいろいろ追及をしておりましたが、あなたの方の方で言を左右にしてそちらあたりは明瞭にならなかつた学識経験豊かで人格高潔な人とか何とかいろいろ言っておつたけれども、そういう抽象論じゃなくて、あなたの方で、運営の面で、具体的に使用者側なり労働者側なりの代表をばりり事に入れていくだけの雅量を持つておるという答弁ができるかどうか。これはあなたの方で今答弁がおできにならぬということになれば、あとで大臣に来てもらつて尋ねなければならぬと思うのですが、日本の

う線において慎重かつ適切に行われなけばならない、こういう点について私は私ども全く同感でございますが、しかしその点は治療とかそういう療養の面において労災保険の趣旨に沿うようになります。事業団というそういう団体の理事長なり理事の選任の仕方につきましては、いろいろお考えはあるかと存じます。事業団といふ場合においては、いろいろお考えはあるかと存じます。

○村上(茂)政府委員 労災保険によるところの保険給付が労働者の福祉にかかる一つの原動力になる。あなた方はどういう工合に考えておられますか。

○瀧井委員 そういう点は、大臣が来る際において慎重かつ適切に行われなければなりません。こういう点について私は私ども全く同感でございますが、しかし、私どもはかようと思うのでございまして、事業団の運営の趣旨に沿うようになります。事業団といふ場合においては、いろいろお考えはあるかと存じます。事業団といふ場合は、いろいろお考えはあるかと存じます。

○瀧井委員 そういう点は、大臣が来る際において慎重かつ適切に行われなければなりません。

○瀧井委員 さて、この事業団は、前項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同

項第一号又は第二号に掲げる施設を利

用して、労働者の福祉の増進を図るた

め必要な業務を行うことができる」と書いてありますね。この一号、二号に掲げる業務の遂行に支障を来たさない範囲で行える他の仕事はどういうことが考えられるのですか。

○村上(茂)政府委員 具体的な例を挙げておきますと、たとえば技能

は、資格条件を明示する、そして国

会の御承認を得る、こういったよ

う手厚い手続をとつておるのでございま

すが、しかるべきものにつきまし

てございまして、そういう例に従つて

おるのでございます。ただ具体的にど

ういう人物を選任するかといふこと

は、確かに団体の運営上非常に重要な

關係があると存じますが、考え方とい

うは、確かに団体の運営上非常に重要な

關係があると存じますが、考え方とい

うは、確かに団体の運営上非常に重要な

關係があると存じますが、考え方とい

うは、確かに団体の運営上非常に重要な關係があると存じますが、考え方というは、確かに団体の運営上非常に重要な關係があると存じますが、考え方といふべきだなあ、と思うのです。そういう点で、昨日も井堀さんがいろいろ追及をしておりましたが、あなたの方の方で言を左右にしてそちらあたりは明瞭にならなかつた学識経験豊かで人格高潔な人とか何とかいろいろ言っておつたけれども、そういう抽象論じゃなくて、あなたの方で、運営の面で、具体的に使用者側なり労働者側なりの代表をばりり事に入れていくだけの雅量を持つておるという答弁ができるかどうか。これはあなたの方で今答弁がおできにならぬということになれば、あとで大臣に来てもらつて尋ねなければならぬと思うのですが、日本の

○瀧井委員 昨日お願いをしておった業務方法書の内容、そういうようなものはきょうはてきておりますか。

○村上(茂)政府委員 業務方法書の内容として記載すべき事項は省令で定めることになつておりまして、具体的に

特定の立場に立たなければならない、こういうように私どもは考えておらないのであります。公益的な運営をなして、公益的立場から概算的申しますならば、労災病院の運営基準とか設備の基準とか、あるいは宿泊施設の利用条件等につきましては、事業団の内部規定の根幹となるような事柄を労働省令で定めたい、かように考えております。

○瀧井委員 さあ、この事業団は、今まで確定はいたしておりません。ただ

いるのですか。

○松永政府委員 昭和三十二年度におきまして、労災保険特別会計及び失業保険特別会計におきまして、保険施設の運営費として計上されております分が事業団にいくわけでござります。

○瀧井委員 ほんと御指摘のよう

にあります。

○瀧井委員 ほんとうにあります。

○瀧井委員 ほんとうにあります。

○瀧井委員 ほんとうにあります。

○瀧井委員 ほんとうにあります。

○瀧井委員 ほんとうにあります。

通つて実施の段階になるならば、十分知事の意見というものは聞かなければ私はよくいかぬと思う。

質問が少しあとさきになりましたが、一体総合職業訓練所というものを知事が運営ができない。知事が運営しておったならば非常に支障があつたという実例もあるのですか。知事が運営をしておったのでは工合が悪い、事業団でなければならぬという何か積極的な理由があれば、一つあわせて教えていただきたいと思う。

○江下政府委員 総合職業補導所は失業保險施設でございますし、先般来る申し上り上げておりますように、国の責任において実施すべきものである、これが私は建前であると思います。それからもう一つは、これも前に私申し上げましたように、失業保險法の保護施設につきましては、一般の府県知事でやっております職業補導よりは、網羅的な、高度な職業訓練というものを目標にして考えておるわけでござります。現在やっております総合職業補導所の補導につきましては、これは先生のおっしゃる通り、一般の補導と同種のものでござりますけれども、しかしながら今後は、被保険者——工場、事業場に現在働いておる人を対象にいたしまして、職業訓練を活発に実施していくねばならないということもござります。なればかの例を申し上げますと、先ほど村上君から申し上げましたように、職業訓練関係全般の職員の資質の向上のための研修等も、この総合職業補導所において行いたいということがござります。さらに、その地方における技術に關します相談、援助、広報といふような面も、広くこの総合訓練施

設において実施せしめたいという気持を持っています。技能者の養成の問題にいたしましても、從来事業場の中でやつておきましたものを、この職業訓練施設において十分協力援助していくことをもと考えておるのでござります。以上のような点からいたしましたても、私どもいたしましては、今後も、全國的な組織を持つ事業団において運営せしめることが適當であるということから、かような措置に出た次第でござります。

○滝井委員 どうもちょっと納得がいかなところがあるのですが、時間がないですからそのくらいにして、次には職員の恩給關係です。第六章雜則の三十五条规定ですが、この關係を見てみると、それどれが無相手する形になつてゐるんですね。恩給は通算してくれることになつておるので、これは通算してくれるので、これは通算してくれるので、それが何とかめんど見なればならないというような規定を、この法律の中に——知事とも十分話し合つて、いろいろ協議をしておるならば、やはりそれを入れてやつておく、附則にでも書いてくれておる温情があるので、やら、そのくらいのことをやるのは当然なんです。そういうことがどうしてできなかつたのか。

○村上(茂)政府委員 県条例で恩給關係の事項を規定していただきまして、通算できると思ひます。関係府県に対しましては、そういう点いろいろお願ひしております。

○滝井委員 私はそういうところにも問題があると思うのです。県条例でそういうことを規定しておればなるんだという、そこまであなた方がお考えになつておるならば、この法律を作ることに十分知事と相談をして、現在総合職業補導所に勤いておる県の職員といふものは、みんな事業団なら事業団に来てもらう、そうして恩給の通算も、

設において実施せしめたいという気持な相談が事前に行われておらなければならぬと思うのです。ところが、自分算ができるように書いておるけれども、地方自治団体の職員については、自分たちの方の者は、うまく恩給關係の通算ができるようになります。ところが、自分たちは何にも明示されていないんです、こういう片手落ちになつてある。もうそういう点から見ても、あなた方は、地方公共団体の長との間の意思の疎通が不十分なような感じがする。それでは、もし現在職業補導所に勤めておる自治体の職員が、私は事業団には参りません、こう言ったときは、一体どうなるんです、首ですか。

○江下政府委員 現在職業補導所に勤めておられます職員の大部分は、府県からおられたので、お話しのように行かない、事業団はいやだといいます場合には、私は府県と話し合ひをしまして、その人の身の立つようく府県の方で引かれただいておる職員がござります。そこで今お話しのようにお願いをするのです。これは通算してくれるのです。これが通算してくれるのです。

それから、法律にこの点を書いてないのはけしからぬというお話をございましたが、この点につきましては、実は自治庁とは十分話し合ひをしまして、国家公務員と地方公務員の間に不公平を来たさないように、自治庁の方でも十分配慮するということで、実は話合いをしておるわけでございま

す。純然には、地方公務員の場合は条例でいくというのが建前ではないか、がように考えております。

○滝井委員 県の職員であつて総合職業補導所に勤いておる人が、この職場に当つて、最後に大臣に二点だけお尋ねをしておきたいのです。それは今ま

全部法律で書いてやる、こういうよう

な相談が事前に行われておらなければならぬと思うのです。ところが、自分たちの方の者は、うまく恩給關係の通算ができるようになります。ところが、自分たちは何にも明示されていないんです、こういう片手落ちになつてある。もうそういう点から見ても、あなた方は、地方公共団体の長との間の意思の疎通が不十分なような感じがする。それでは、もし現在職業補導所に勤めておる自治体の職員が、私は事業団には参りません、こう言ったときは、一体どうなるんです、首ですか。

○江下政府委員 現在職業補導所に勤めておられます職員の大部分は、府県からおられたので、お話しのように行かない、事業団はいやだといいます場合には、私は府県と話し合ひをしまして、その人の身の立つようく府県の方で引かれただいておる職員がござります。そこで今お話しのようにお願いをするのです。これは通算してくれるのです。これが通算してくれるのです。

それから、法律にこの点を書いてないのはけしからぬというお話をございましたが、この点につきましては、実は自治庁とは十分話し合ひをしまして、国家公務員と地方公務員の間に不公平を来たさないように、自治庁の方でも十分配慮するということで、実は話合いをしておるわけでございま

す。純然には、地方公務員の場合は条例でいくというのが建前ではないか、がように考えておりま

す。純然には、地方公務員の場合は条例でいくというのが建前ではないか、がのように考えておりま

労働者災害保険法立法の精神にもかなつておると考えられる。ところが、それを事業団のような代行機関にやせるといふことについては、われわれ社会党としては、特に労働階級の意思を国政に反映しなければならないわれわれ社会党としては、異議ありと言わなければなりません。これがますます反対の第一の点でございます。

次に反対の第二の点は、政府は医療保障四ヵ年計画を立てて、今後ににおける日本の病院の配置計画、あるいはそこにおいて行われる治療の内容の統一、すなわち給付の統一といふようなものを当然やって参らなければなりません。しかるに、過去の労働省当局と厚生省当局の病院行政に対する意思の疎通の状態を見ると、必ずしも円滑なものはないようでございます。しかりとするならば、今後の国民皆保険を実施する上における病院行政の総合的な運営の上においても、ここに労働省だけに一城郭をなす事業団ができ、その事業団が労災病院を運営していくという点について、われわれは病院行政の総合的な運営について幾分の阻害をする点が出るのではないかという懸念を持たせてございます。従つて、医療保障の四ヵ年計画がある程度の見通しがつき、その一環としてこういうものができてくるのであるならば、われわれは再考の余地があるのでございまが、まだ医療保障四ヵ年計画も海の中に一城郭を築く形ができるごとに、とも山のものとつかない、いわゆる暗中模索の状態の中にあるときには、こういうものが突如として労働省の中に賛成がいたしかねるのでございます。

それから第五の反対の理由は、予算面でございます。これも最終的な今の

ございます。

次に第三の反対の理由は、職業補導

現在都道府県の運営にかかる総合職業補導所というものが事業団に入る、そして国がこれを運営する形になると、いうことは、現実に公共職業補導所が依然として知事の所管下にある現段階においては、地域の特殊性というものをして、職業補導行政は当然考慮されなければならない。そういう場合に、そういう地方行政の段階にある公共職業補導行政と事業団の行う職業補導との脈絡、連絡の関係が必ずしも私は明白にこの法案の中からくみ取ることができません。

従つて、職業補導行政の二元化に陥ること、これがますます現在のこの事業団を作ることに反対する第三の理由でございます。

第四の反対の理由は、今大臣から最終的な御答弁として、理事長なり理事の選考は、十分民主的な考慮が払われるということを言われましたけれども、その精神がおりであるならば、この法案の四条の、出資する土地や建物その他の財産を評価する評価委員の選任の方法と同じような民主的な方法が、むしろ法律の上に理事長なり理事の選考の方法として盛るべきであつたのではないかと思う。そういう点が具体的に盛られていないということ、これは同時に人事面に、強く官僚統制の申しますか、そういうものが出来る可能性があるといふ懸念が持たれるのでございます。

それから第五の反対の理由は、予算面でございます。これは同時に人事面に、強く官僚統制的理由を形成するものとなるのでござります。

それから第五の反対の理由は、予算

大臣の答弁で幾分の杞憂は解消をいたしました。

本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○亀山委員長代理 御異議なしと認め、さように決します。

次会は、五月七日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十八分散会

〔参照〕

○労働福社事業団法案（内閣提出）に
関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

事業団の運営の将来は見えたりといふ感じがいたすのであります。
こういう五つの点から考えて、日本社会党としては、この法案は、労災保険法の精神なり、失業保険法の精神とほど遠いものになりやすい可能性があり、しかも政府が言うように、事業団ができることによって、能率が上り、しかも労働行政なり職業補導行政といふものが順当に運営をせられるということは、法案のどの条文からもくみ取ることができないと、結論に達せざるを得ないのでございます。

以上をもって討論を終ります。

○亀山委員長代理 以上で討論は終局いたしました。